

吹田市商工業振興対策協議会 議事録

- 1) 開催日 平成26年4月25日(金)
- 2) 開催場所 吹田商工会議所3階 大会議室
- 3) 開催時間 10:00～正午
- 4) 出席委員 佐々木委員 小畑委員 石川委員 井川委員 好見委員 田中委員
市川委員 西尾委員 高木委員 井上委員 金村委員
- 5) 欠席委員 阪田委員 森田委員 後藤委員
- 6) 出席職員 中江部長 中野次長 渡部室長 奥山参事 光岡参事 大音主幹
達脇主査 上田係員
- 7) 傍聴者 0名

事務局：お待たせしました。定刻になりましたので、只今より、吹田市商工業振興対策協議会を開催させていただきます。まず、開催に先立ちまして、まち産業活性部長の中江より御挨拶申し上げます。

— 中江部長 あいさつ —

それでは、佐々木会長から御挨拶をお願いいたします。

— 佐々木会長 あいさつ —

ありがとうございました。

次に、事前に送付させていただいております資料の確認をさせていただきます。「本日の次第」、「資料集」でございます。

また、本日お配りさせていただいている追加資料として、「平成26年度中小企業ホームページ作成事業補助金交付事業の実施について」がございます。

以上、不足はございませんでしょうか。

それでは、これ以後の進行は佐々木会長よりお願いいたします。なお、本日の傍聴希望者はおられませんでした。

会 長：それでは、案件に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。西尾委員、市川委員、よろしくお願いいたします。

それでは、次第2「平成26年度(2014年度)まち産業活性部地域経済振興室体制について」ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは「資料番号1」を御覧ください。平成26年度の地域経済振興室の今年度の体制はこちらにお示しをさせていただいているとおりです。室内のラインの構成につきましては、昨年同様7つのラインでの構成ということになっております。職員名に網掛けをしている者は、今年度他部署より移動してきた、室内での昇任、あるいは担当ラインに変更があった職員です。

— 資料番号1に基づき説明 —

平成26年4月1日付で異動のあった職員のうち、本日出席している職員よりあいさつをさせていただきます。

— 渡部室長、奥山参事、上田係員 あいさつ —

会 長：ありがとうございました。

今の御説明について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

それでは、次第3「案件」に入ります。

まず、「(1)平成26年度(2014年度)吹田市商工関係予算について」ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは「資料番号2」を御覧ください。前回の会議では「平成26年度(2014年度)吹田市商工関係予算について(案)」を資料としてお出ししていましたが、決算額についても合わせてお示しさせていただいたほうが、事業についてより議論をしやすいというご意見をいただきましたので、今回は、決算見込み額を記載した資料を作成させていただきました。事業名称や事業概要、予算額等につきましては、前回ご説明させていただいたとおりとなりますので、割愛させていただきます。

会 長：ありがとうございました。

今の御説明について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

委 員：計量事業の予算額が増加していますが、何か定期的な周期で必要な事業があるということでしょうか。

事務局：計量事業の予算額の増加についてですが、計量法に基づきまして、2年に1度はかりの定期検

査をしなければならないということになっております。今年度がその該当年でございまして、その業務委託料として予算を計上しております。

委員：商店街等魅力向上促進事業で、決算見込み額と予算額が乖離しているように思いますが、何か理由等があるのでしょうか。

事務局：こちらの事業につきましては、いわゆるイベント等への補助を行う補助金と、空き店舗の活用に対する補助金の2つを1つにまとめて予算計上をしております。昨年度は空き店舗の活用への補助が1件にとどまっており、また、イベント等についても、国の補助金等を活用されたということもありまして、若干決算見込み額が下がっている状況です。

委員：実際補助金があまり使われていないということですね。昨年度は国の補助金等も使われたということですが、何か補助金について促すようなPR等が行われたのでしょうか。

事務局：空き店舗の活用に対する補助については各商店街ともお話をさせていただいておりますが、商店街に魅力のある個店を誘致することがなかなか難しいということがあります。商店街のほうにもどういった業種のかたに来ていただきたいか等ヒアリングを行い、より効果的な空き店舗の補助になるような創業者とのマッチングをこれからも進めていきたいと思っております。

事務局：補足させていただきます。地域経済振興室では、市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業を新規事業として実施しております。市役所の地下喫茶室跡を使って創業支援をしていこうという事業内容ですが、今年度は創業支援を室の最重点施策と位置付けて、しっかりと行っていきたいと考えております。ここでは飲食業となりますが、その後商店街で出店をいただくといったことも想定をしております。今年度すぐに商店街での出店に結びつくかどうかはわかりませんが、併せて、今年度あるいは来年度の魅力向上促進事業についても実績の上がるような形で事業を推進していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員：どの事業にしてもそうですが、事業を行っているということを皆さんに知らせる手だてが必要ではないかと思えます。知らない方がたくさんいらっしゃるのではないかと感じます。その辺はどのようにお考えでしょうか。

事務局：商店街等につきましては、最低月1回以上、施策等を載せた情報をFAX情報としてお送りしております。また、3か月に1度商工ニュースというものを発行し配布させていただいております。他ホームページ等での周知や、実際に訪問させていただいた際に、どういった補助・支援が必要なのかお話を伺いながら、施策等のご案内をさせていただいております。

商店街以外の個別の事業者へは、企業情報収集支援事業の中で企業訪問を行っておりますので、制度をご活用いただけそうな事業者に対して積極的に企業訪問を行い、各種制度等のご案内をさせていただいております。また、直接訪問できない場合につきましても、過去に訪問させていただいたことのある事業者に対しては、適宜メールでの情報提供をさせていただいております。

事務局：行政の弱いところとして、欲しいところに欲しい情報をしっかりと届けられているかどうかという部分があります。色んな施策・事業を行っていますが、なかなかうまく情報発信ができていないという点が以前よりの課題と考えておりました。昨年、室内のそれぞれのラインからの若手職員による情報発信研究チームを作り、情報発信について研究を行ってきました。今後については他の施策や事業の情報発信についても引き続き研究をしながら、補助金や施策等の効果的な活用に向け、情報発信による各種制度周知の促進を図っていきたいと考えています。

委員：FAXニュース、商工ニュースはいただいておりますが、企業宛にお送りしている情報もいただけますでしょうか。情報を活用できる部分があるのではないかと思いますので、要望いたします。

委員：平成25年度の決算見込み額が、ほぼ当初の予算額どおりであるにも関わらず、平成26年度の予算額が減額している事業がいくつかあります。今まで情報発信が必要だという話をしていた中で、情報発信事業の予算額が20万円以上減額しているのと、起業家交流会ということで、起業家が集まってこちらからのお話を色々お伝えできる部分についても予算が半額以下に減額していますが、理由を教えてくださいませんか。

事務局：まず情報発信事業ですが、商工施策ガイドブックを2年に1度作成しております。平成25年度に作成をしましたので、平成26年度につきましては予算の計上をしておりません。予算額の減額についてはその金額差によるものです。その他については例年通り予算計上しております。

起業家交流会の予算につきましては、当初、今年度確定した予算額の倍の額を会場費として予算要求をしておりましたが、財政当局による査定により減額となっております。

委員：商業振興設備費積立金とありますが、積立とはどういったものなのでしょうか。

事務局：商業振興施設整備費積立金については、国有地を市が買取り、その市有地を旭通商店街、新旭町通り商店街に払い下げたお金の一部を商業活性化の資金として積み立てたものであります。

昨年度末で約5億円積み立てておりますが、市の予算を執行する際のいわゆる財布とは別に積み立てております。管理上この基金に係る利子分のみを予算計上し、実際に利子として得た額を基金の財布へ入れ替えています。

よって、予算上では積立額の総額は見えてくることはなく、予定された利子の金額を計上しています。昨年は預金利子と公債利子の両方を計上しておりましたが、今年度については公債の取り扱いが決まっていないため預金利子のみを計上した結果、予算額が下がりました。

委員：企業誘致施策の内容、また、具体的な活用状況を教えてくださいませんか。

事務局：平成25年度の活用状況ですが、企業定着型環境配慮事業補助金については、500万円の決算見込みで1件の活用実績があります。具体的には株式会社せんいちによる騒音対策のための給排気ダクト設備改修工事に対する補助金の交付です。

地元企業等共同研究開発事業補助金については、995万1千円の決算見込みで2件の活用実績があります。具体的には株式会社日本スペリア社によるリフロー用はんだ合金の信頼性評価と株式会社エフ・エー電子による細線用_高逆張力制御によるノンスリップ型伸線機の開発に対する補助金の交付で、それぞれ大学との産学連携という形でご利用いただいております。

どちらの補助金についても平成25年度の活用実績をホームページ上で公開させていただきます。

委員：共同研究開発事業について、産学連携を行う場合、吹田市内の企業と吹田市内の大学でないといけないのでしょうか。

事務局：産学連携につきましては、連携先の大学は特に吹田市内に限ってはおりませんので、市外の大学との連携でも構いません。

委員：都市魅力創造戦略策定事業の予算額200万円についてですが、具体的にはどういったことを想定されているかということをお教えいただけますでしょうか。

事務局：吹田市では現在大きなプロジェクトが進んでおります。吹田操車場跡地、万博南側エリア、南吹田の新駅の建設、千里山駅周辺のUR団地の再整備、北千里・南千里のニュータウンの再生等、これらのプロジェクトは平成30年を目途に完成していく予定になっております。これらの取り組みは、そのプロジェクトが進むことによって経済効果が一定見込まれるだろうと考えております。またさらには、それぞれの取り組みがほぼ同時期に進んでいるということもありまして、取り組みごとの相乗的な効果も一定見込まれるだろうと考えております。そういったそれぞれ単体の経済効果及び相乗的な経済効果を算定するための経費ということで、200万円の予算を計上しております。経済波及効果については業務委託で算定をしてもらいますが、都市魅力創造戦略策定事業はこれら吹田市内で現在進められているプロジェクトに経済波及効果を盛り込んで、吹田の都市魅力創造戦略として発信していこうといったものです。この経費については商工振興費で予算を組んでおりますが、財政当局から示されている商工振興費の予算枠の中で200万円を捻出したということではありませんので、この200万円を予算計上するに当たって他の商工振興予算を削ったということはありません。

会長：ありがとうございました。

それでは次に、「(2) ビジョン策定専門部会の立ち上げについて」ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは「資料番号3」を御覧ください。

新たなビジョンの策定について、策定の目的や方針については、前回あるいは前々回の会議でご説明をさせていただいてきたところです。この度は、ビジョンの策定に当たって設置するビジョン策定専門部会の設置要領を制定しましたので、資料として添付させていただいております。その委員構成の部分につきましては、同要領の第3条にお示しをさせていただいております。専門部会は10名以内の委員をもって構成し、必要に応じて特別委員を置くことができると規定しております。また同

条第2項に、委員はこの吹田市商工業振興対策協議会から市長が選任するという規定があります。今回のこの専門部会の設置は7月以降を予定しております。吹田市商工業振興対策協議会について、現在の皆様の委員任期は今年の6月末までとなっておりますので、7月以降各団体からの推薦も含めて新たな委員の選任を行っていく予定をしております。まず7月以降の吹田市商工業振興対策協議会の新たな体制が決まってから、その14名の委員のうち半数の7名には、こちらより改めてお声をかけさせていただき、専門部会にもご参加いただきたいと考えております。特別委員につきましては、吹田市商工業振興対策協議会委員以外で、ビジョンの策定について意見を頂くことが必要な学識経験者等2～3名の方をお願いしようと考えております。以上合わせて10名以内で、7月以降に専門部会を立ち上げていきたいと考えております。

会長：ありがとうございました。

今の御説明について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

それでは次に、「(3) 事業所支援施策検討作業部会の今後の方向性について」ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは「資料番号4」を御覧ください。

まず初めに、事業所支援施策検討作業部会のこれまでの経過についてご紹介させていただきたいと思っております。これまでの開催回数は全12回で、第1～3回については起業家交流会について、第4～7回については中小企業振興施策の概要、産業振興条例や事業予算について、第9～11回については作業部会の今後の活動の方針やスケジュール、産業振興施策の提案や検討、あるいは平成27年度以降実施を目指す産業振興施策について様々なご議論をいただきました。以上、資料にもございますとおり、本作業部会は本市の産業振興施策における課題解決や施策提案に向けた議論を目的として会議を行ってまいりました。その中で作業部会の今後の方針でございますが、今年度より商工振興施策の推進に係る新たなビジョンの策定作業を行うにあたり、必要な意見を聴取するための専門部会の設置を今年の7月に予定している中で、専門部会の設置目的が本作業部会の設置目的と若干重なるということで、事務局としては、本作業部会の活動は平成26年の6月末をもって休止するということになりました。これまでの会議の中で積み重ねられてきた議論については、事務局においてビジョンの策定作業における今後の産業振興施策の具体化に向けた検討材料として引き継ぎ、また短期的な施策等に向けての議論が必要になった場合は、適宜会議を開催するという方針でやっていきたいと考えている旨を、先日の作業部会にて事務局よりご提案をさせていただきました。その中で、作業部会を休止にしてしまうのはいかなものかというご意見がございました。また、商工業振興施策協議会、ビジョン策定専門部会及び事業所支援施策検討作業部会の3つを事務局が開催していくのも労力があるだろうという配慮より、今後の作業部会については委員による実行委員会形式での開催についても検討してみてもどうかとのご意見もいただきました。先日の作業部会の中では、今後の方向性についての結論はでなかったという状況でございます。つきましては、6月に開催をいたします次回の作業部会の中で、再度ご議論をいただき、作業部会の今後の方向性について決定をしていくといったような次第でございます。以上報告させていただきます。

会 長：ありがとうございました。

今の御説明について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

委 員：これまでに産業振興条例ができて、3つの作業部会ができて、その作業部会が1つに収束して、今度新たなビジョンができるといった流れの中で、成果も含めて今までの経過・歴史をまとめておいて欲しいと思います。

会 長：ありがとうございました。それについては、事務局でよろしくをお願いします。

委 員：今年の2月に作業部会の議事録を送っていただいて、どういうことをやっておられるか、作業部会ではすごく細かいところまで議論をされていることがわかりました。新たなビジョン策定専門部会に、これまでの作業部会での議論等がうまく引き継ぐことができれば良いと思います。ただ、今まで作業部会で行われてきたような細かい議論等が今後切り捨てられることがないのかということに対する不安が多少あります。

会 長：最後に、次第3「その他」ですが、何かありますでしょうか。

事務局：それでは、本日お配りさせていただいている追加資料について御説明させていただきます。

こちらは今年度から新規に実施をいたします、中小企業ホームページ作成事業補助金交付事業についてです。本事業は、事業所支援施策検討作業部会での議論を踏まえて提案させていただいた新規事業です。まず事業概要についてですが、市内の中小企業者の販路開拓支援を目的といたしまして、新規にホームページの作成を行う中小企業者に対して、作成委託費の一部を補助するといった内容です。外部委託によるホームページ新規作成が補助対象となります。その委託先については、事前に地域経済振興室に登録をいただいた市内のホームページ作成事業者に限らせていただきます。また、補助金の交付を受けるに当たっては、ホームページの新規作成後、事業活動に効果的に役立てていただくために必要なことを学んでいただくための、市が主催するセミナーに参加していただくことについても条件としております。補助対象者は、市内に本社を持つ中小企業者で、補助対象経費は、ホームページの新規作成を行うための外部委託費、補助率は外部委託費の2分の1以内、上限額5万円です。なお、平成26年度の予算額は100万円です。上限額の5万円で申請があれば、20件分の支援ができると考えております。

今年度の具体的なスケジュールについてですが、補助対象者の募集に先立って、5月1日より、補助金を活用しようとする事業者からのホームページ作成委託を受けることのできる、市内のホームページ作成事業者の登録の受付を開始いたします。こちらについては特に受付期限は設けておらず、随時受付という形で考えております。その後6月に入りまして、補助対象者及び7月に開催いたしますホームページを有効活用していただくためのセミナー参加者の募集を同時に行う予定です。補助金の交付を希望される事業者については、応募の際に、簡単なホームページ作成事業計画書及び委託費のわかる見積書の写しを合わせてご提出いただくことを考えております。その後7月にセミナーを開催いたしまして、受講された方の中から、補助対象者を決定いたします。予算額以上の応募があった場合については、抽選となります。補助対象者が決まりましたら、7月下旬に補助金の交付申請を受付

し、交付決定後、およそ8月以降に作成委託を行っていただき、ホームページ完成後の完了報告を受けて、最終的に補助金を交付するといったスケジュールで今年度は予定をしております。

会 長：ありがとうございました。

今の御説明について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

委 員：これに似た国の制度で、小規模事業者持続化補助金というものがあり、すでに募集を締め切り、審査が始まっています。こちらの補助金の補助率は経費の4分の3補助で、最大50万円です。新たな販路開拓を支援するというので、ホームページの作成についても要件が合えば補助を受けることができます。

そこで質問ですが、この補助金と合わせて、吹田市の補助金の交付を受けることは可能でしょうか。

事務局：本市の補助金の制度の交付要綱においては、他の公的機関から同じ事業に対して補助を受けている場合には、そちらで受けている補助額を差し引いた額を補助対象経費として算出し、補助を行うことは可能です。ただ、小規模事業者持続化補助金の要綱上、本市の補助金との併用ができるかどうかについてはご確認いただく必要があるかと存じます。

委 員：5月1日からホームページ作成事業者の登録の受付が始まるということですが、そこで登録した事業者が、市の補助金制度があるのでホームページを作成しませんかということで自身の営業活動を行ってもよいのでしょうか。また、市内でホームページの作成を営む事業者への説明についてはどのようにされる予定ですか。

事務局：登録したホームページ作成事業者による営業活動について、特にこちらで規制をさせていただくようなことはございません。ただ、補助金については予算の範囲内での交付ということになり、必ずしも希望される全事業者に補助を受けていただけるとは限りませんので、その点については誤解を招くことのないよう、営業活動をされる際にはご注意くださいと思います。また、市内でホームページの作成を営む事業者に対する全体の説明会については予定をしておりますが、本市で把握している、対象となりそうな業種の事業者には、直接ご案内をお送りさせていただき予定をしております。

委 員：登録業者がしっかりとした内容で事業をされているかどうかの判断基準というのが難しいですね。

事務局：ホームページ作成事業者の登録の際には、事業内容のわかる登録業者概要書と登記事項証明書や、個人の方であれば、確定申告書の写し等をお出しいただく予定をしております。

会 長：それでは、これで本日の会議は終了させていただきます。ありがとうございました。